

人格形成における社会性の役割と優生学批判  
福山 隆夫（東京慈恵会医科大学）

与えられたテーマを論じるにあたって、私はユルゲン・ハーバーマスの論文「リベラルな優生学？ 一人類の倫理的自己了解をめぐる論争」(『人間の将来とバイオエシックス』法政大学出版局、2004年所収)の紹介から始めたい。ハーバーマスは当時すでに激しい論争的になっていた「着床前診断」(生存に値し、成長する値打ちがあると認められた胚のみを選別するシステム)と「幹細胞研究」(自分自身の体細胞から移植可能な臓器を生産するため、胚を「滅失」=破壊する過程を含む)という二つのテーマを取り上げ、論争に参加している(38頁以下)。私見によれば、彼はここで、その後の遺伝子研究の進展にも関わらず、今日でもなお有効な2つの論点を提起している。

その第1は、人間の胚の成立に関して、これまでの妊娠中絶をめぐる議論の中で論じられてきた伝統的な規定、すなわち胚はそれ自体で人間としての尊厳を持っており、絶対的な生命保護の対象となるという見解をハーバーマスが否定していることである。そうではなく、人間の人間たるゆえんを決定するのは、したがってある人間に尊厳をもたらすのは、最終的には社会的な関係性であり、より長いタイムスパンで考えられるべきだという主張である(2, 3節)。

この点の重要性を確認しておきたいので、少し長くなるが引用する。「・・・DNA配列だけでは個人化が不十分であることは、社会的個人化のプロセスが始まった時に見えてくる。ライフヒストリーに関する個人化は、社会化を通じて起きる。生命体が誕生とともに言葉のまったき意味において人格となるのは、間主観的に共有されている生活世界という公共の相互行為の連関に受け入れられる社会的行為を通じてなのである。・・・言語共同体の公共の世界においてはじめて、この自然的存在は個人となるとともに、また同じく理性を備えた人格となるのである」(60, 61頁)。

第2の論点は、遺伝子操作が「自然に出来上がったもの」と「作られたもの」という区別をあいまいにすることから生じる。この曖昧化によって遺伝子操作を受けた人間は、自分が責任をもって自分のライフ・ヒストリーを決定しているという自覚を危うくされる危険があること、こうして、一人一人が自律した人生を築くことや、自由で平等な人格相互の間の原則的にシメトリックな関係を築くことが内側から破壊されるのではないかという危惧が生じると彼が問題提起をしていることである。

それは、多元的社会における、道徳的な、つまり普遍的ですべての人に共通した条件を保持するという道徳的な活動のコンテクストそのものを脅かしかねない問題の出現を意味する。これに対し、改めて倫理的に、つまり個別的に、しかし類的な問題として判断を下さざるを得ない状況が出現したこと、それをハーバーマスは「類としての倫理に関わる我々の自己理解」をめぐる問題の浮上と呼んだのである。そして逆に、「遺伝形質を変化させない権利」(49頁)の承認と、遺伝子技術によ

《第3分科会》  
イデオロギーと知の構造

る形質改変的な介入に対する法的規制（120頁）が必要ではないのかという主張を投げかけているのである。以上の二つの論点に関して、報告の中で考えてみたい方向を挙げておきたい。

1. 人間の個人化と人格化の成立をめぐるハーバーマスの主張は非常に多様な豊かな論点をを成立させる枠組みとなっている。一つは孤立した個人の生物学的な能力主義イデオロギー批判の観点から竹内章郎氏がこれまで精力的に展開してきた論理との接点を整理したい。報告者はこれまで医療倫理の観点からデカルト主義批判を考えてきたが、それとも関係させて論じてみたい。

2. 第2の論点に関しては、ハーバーマスが論文の最後で指摘しているのだが、宗教的ないし形而上学的な世界像が力を失い、世界観上の多元主義へと移行した時代になお、理性道徳と人権を人間にふさわしい生活のための共通の基盤として維持しようと努力してきたこれまでの人々の努力をあらためて今日の世界に生かすあり方を、我々のものとするための論理をさらに探ってゆきたい。